

滋賀県とウォータースタンド株式会社との  
プラスチックごみ削減の推進に関する連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）  
は、プラスチックごみ削減の推進に関して連携を図るにあたり、以下のとおり協定（以下  
「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力することにより、ペットボトル等の使い  
捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、プラスチックごみ削減に向けた滋賀県  
民の機運醸成や理解促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り  
組むものとする。

- (1) マイボトル用給水機（設置部材を含む。）を活用した取組に関する事
- (2) 官民の連携によるプラスチックごみの削減に向けた取組に関する事
- (3) 使い捨てプラスチック製品の使用抑制およびプラスチックごみの削減推進の啓発事業  
の実施に関する事
- (4) その他、甲および乙が必要と認める取組に関する事

（協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、その  
都度協議の上、必要な変更または解除を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本

協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を  
行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同  
様とする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、この協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定  
の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面  
により承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の  
上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を  
保有するものとする。

令和5年9月26日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月大造

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目463番

ウォータースタンド株式会社

代表取締役

本多均